

全ト協発第484号(環)
令和4年12月21日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



12月17日からの大雪を踏まえた輸送の安全確保について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、12月17日からの大雪により、滞留車両が国道8号（新潟県柏崎市）や、国道8号・17号（新潟県見附市～長岡市）において発生する等の事態が生じていることから、今般、国土交通省自動車局安全政策課長より別添のとおり通達が発出されました。

本通達では、先般発出された通達「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」（令和4年11月30日付け国自安第108号）の再徹底を図るとともに、本通達「記」事項について特に取り組み、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、積雪等による立ち往生の原因となった場合には、監査等で事実関係を確認した上で行政処分の対象となる旨、周知要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第 117 号
令和 4 年 12 月 20 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

12 月 17 日からの大雪を踏まえた輸送の安全確保について

本格的な降積雪期を迎えるにあたり、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 4 年 11 月 30 日付け国自安第 108 号）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、12 月 17 日からの大雪により、滞留車両が国道 8 号（新潟県柏崎市）や、国道 8 号・17 号（新潟県見附市～長岡市）において発生する等の事態が生じました。

つきましては、当該通達の徹底を改めて図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いします。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、積雪等による立ち往生の原因となった場合には、監査等で事実関係を確認した上で行政処分の対象となるので、併せて周知方お願いします。

記

1. 年末年始の大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底を図るほか、日常点検時に冬用タイヤの摩耗劣化の状況を確認する等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 必要により広域迂回の実施や、通行ルートの見直し等を行うこと。
3. 路線の運休や配送の遅延等が生じた場合には、利用者等に対する情報提供に努めること。

<参考> 自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_004634.html